

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和6年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,186件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件738件、仲裁事件1件、裁定事件433件（責任裁定事件251件、原因裁定事件182件）及び義務履行勧告事件11件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件738件、仲裁事件1件、裁定事件398件（責任裁定事件229件、原因裁定事件169件）及び義務履行勧告事件10件の計1,150件である（表1-2-1、付録2参照）。

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は26件で、これに前年度から繰り越された46件を加えた計72件が6年度に係属した。このうち、36件が令和6年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された。

令和6年度に受け付けた26件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが15件、振動に関するものが8件、大気汚染に関するものが7件、悪臭に関するものが6件、水質汚濁に関するものが0件、地盤沈下に関するものが2件、土壌汚染に関するものが0件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
5	0	0	0	1	0	2	0	0	0	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46
6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	25(9)	33(15)	35(13)	1	1	1	72	26	36	36
計	3	3		738	738		1	1		433 (182)	398 (169)		11	10		1,186	1,150		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和6年度までに577件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 令和6年度に係属した調停事件

令和6年度に公害等調整委員会に係属した調停事件は、前年度から繰り越された2件であり、全て6年度中に終結した。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた3件が令和6年度に係属し、このうち2件が同年度中に終結し、残り1件は翌年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等の内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降令和6年度末までに621件（患者数1,557人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和6年度末までに56次にわたる調停を実施し、

610件（患者数1,467人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和6年度末までに576件処理した（表1-2-4）。令和6年度は新たに受け付けた3件が係属し、このうち2件は同年度中に処理され、残り1件は翌年度に繰り越された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （ 氏 名 ）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）

被申請人代理人 （ 氏 名 ）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申 請 人 (氏 名)
被 申 請 人 代 理 人 (氏 名)
〇〇年〇月〇日
公害等調整委員会調停委員会
調停委員長 (氏 名) 印
調 停 委 員 (氏 名) 印
調 停 委 員 (氏 名) 印
公害等調整委員会事務局
審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。
 - (1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。
 - (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
〇〇年〇月〇日以降1月につき金10万円の割合による額（令和7年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。
 - (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金58万4,000円（令和7年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1 - 2 - 2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
平成 63	14	14	18	18	12	12
元 5	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	1	1	0	0	1	1
27	1	1	0	0	2	2
28	1	1	3	3	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
令和 元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	1	1	1	1	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
計	621	1557	610(11)	1,467(90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
	平成	元	13	1	1
2		18	0	7	11
3		4	1	0	3
4		3	0	1	2
5		1	0	1	0
6		1	0	1	0
7		3	0	3	0
8		2	0	1	1
9		0	0	0	0
10		0	0	0	0
11		2	0	1	1
12		1	0	0	1
13		0	0	0	0
14		0	0	0	0
15		0	0	0	0
16		0	0	0	0
17		0	0	0	0
18		1	0	1	0
19		2	0	2	0
20		1	0	0	1
21	2	0	2	0	
22	0	0	0	0	
23	2	0	2	0	
24	0	0	0	0	
25	3	0	3	0	
26	1	0	0	1	
27	3	0	2	1	
28	2	0	2	0	
29	0	0	0	0	
30	0	0	0	0	
令和	元	1	0	1	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	1	0	1	0
	5	0	0	0	0
	6	0	0	0	0
計	2,284	32	1,759	493	

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
 3 令和元年度の期間には、平成31年4月を含む。
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済
年度				
昭和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
平成	62	22	34	17
	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
	4	2	1	2
	5	1	3	0
	6	3	2	1
計		577	576	

表 1 - 2 - 5 令和 6 年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
56年（調）第39号	令和 6 . 5 . 13	令和 6 . 11 . 28
60年（調）第12号	令和 6 . 6 . 28	令和 7 . 1 . 16
57年（調）第35号	令和 6 . 8 . 5	
計 3 件		計 2 件

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1 慰謝料		1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上	
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給	
	昭和	48.4.27~ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
		49.6.1~ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
		51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1~ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
		54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1~ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1~ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1~ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1~ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1~ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1~ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1~ 27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1~ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1~ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	18万6,000円/月	10万 円/月	7万5,000円/月	

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万 円	
		49.6.1～	50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1～	51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1～	52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1～	53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1～	54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1～	56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1～	58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1～	60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1～	62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1～	平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1～	3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1～	5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1～	7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1～	9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1～	11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1～	13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1～	15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1～	17.5.31	54万6,000円	
		17.6.1～	19.5.31	54万4,000円	
	19.6.1～	21.5.31	54万2,000円		
	21.6.1～	23.5.31	54万9,000円		
	23.6.1～	25.5.31	54万3,000円		
	25.6.1～	27.5.31	53万8,000円		
	27.6.1～	29.5.31	55万8,000円		
	29.6.1～	令和 元.5.31	56万4,000円		
	令和 元.6.1～	3.5.31	56万8,000円		
	3.6.1～	5.5.31	56万8,000円		
	5.6.1～	7.5.31	58万4,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

2 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(公調委令和4年(調)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に騒音対策等を内容とする調停を求める申請があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、騒音に関する専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、調停委員会は、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年4月16日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、本事件は終了した。

3 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

令和5年10月13日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、佐賀県知事に対し、被申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結することを求める調停の申請があった。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和5年10月26日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年11月8日に本件を受け付けた。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和6年6月12日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終了した。

第2節 令和6年度に係属した裁定事件

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、25件であり、これらに前年度から繰り越された43件を加えた計68件が6年度に係属した。このうち33件が6年度に終結し、残り35件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号・令和6年（調）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年4月22日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年7月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成31年（セ）第4号 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、550万円及びこれに対する平成31年3月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人が居住していたビル（以下、「申請人ビル」という。）の隣地に

所在し、被申請人が所有する商業ビル（以下、「被申請人ビル」という。）から発生する騒音・低周波音によって、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

2 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第7号・令和3年（ゲ）第12号・令和5年（調）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和3年9月8日、東京都品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音、悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和3年9月24日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、7回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年3月8日、調停を打ち切り、さらに1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年5月21日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年（セ）第7号、同年（ゲ）第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
本件裁定申請をいずれも棄却する。
事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

(1) 責任裁定

被申請人は、申請人に対し、93万6360円を支払え。

(2) 原因裁定

申請人に生じた動悸^き、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである。

2 被申請人

本件申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自宅に隣接するアパートから騒音及び悪臭が発生し、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を発症したと主張して、アパートを所有する被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記被害の原因がアパートからの騒音及び悪臭によるものである、との原因裁定を申請した事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

3 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第13号・令和6年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の本社における日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障や被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、工場敷地内に搬出するという業務工程において発生、拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場に鉄くず等を搬入、搬出する際に発生、拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年4月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権

で調停に付し（公調委令和6年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年5月29日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項及び第42条の33の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

4 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委令和4年（ゲ）第3号事件）

(1) 事件の概要

令和4年4月18日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに事務局による現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和6年8月27日、原告の所有する建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告土木工事会社らが実施した宅地造成工事によるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年（ゲ）第3号 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告について別紙1物件目録記載の建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告らが兵庫県宝塚市〇〇、同△△所在の土地において宅地造成工事を実施したことによるものであるとは認められない。

理 由

第1 嘱託事項

原告について別紙1物件目録記載の建物（以下、「原告建物」という。）の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告らが兵庫県宝塚市〇〇、同△△所在の土地（以下、併せて「本件造成地」という。）において宅地造成工事を実施したことによるものであるか。

第2 事案の概要

原告は、令和元年7月31日、神戸地方裁判所伊丹支部に対し、被告らが、原告建物の敷地である兵庫県宝塚市□□、同××（以下、「原告土地」という。）の東側に隣接する本件造成地において実施した宅地造成工事（以下、「本件工事」という。）に伴い発生した振動及び地盤沈下により、原告建物、外構等に損傷が生じたとして、本件工事を直接行った被告

e に対しては民法 709 条、被告 e に本件工事を発注した被告 f に対しては民法 716 条ただし書、本件工事の設計・監理者である被告 g に対しては民法 709 条に基づき、補修費用等の支払を求める損害賠償請求訴訟（同支部令和元年（ワ）第●号）を提起した。

本件は、同支部から、上記事件に関して、公害紛争処理法 42 条の 32 第 1 項に基づき、当委員会に対してなされた、本件工事と原告建物等の損傷との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である（令和 4 年 4 月 18 日受付）。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

5 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

（公調委令和 4 年（ゲ）第 4 号・令和 6 年（調）第 5 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 4 月 26 日、東京都足立区の住民 1 人から、菓子製造、販売会社の持株会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 6 年 7 月 16 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項及び第 42 条の 33 の規定により職権で調停に付し（公調委令和 6 年（調）第 5 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

6 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和 4 年（セ）第 2 号・令和 5 年（調）第 13 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 4 月 28 日、埼玉県さいたま市の住民 2 人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社及び個人 1 人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計 500 万円を連帯して支払うことを求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 12 月 22 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 13 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、4 回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和 6 年 8 月 6 日、第 5 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

7 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 （公調委令和 4 年（ゲ）第 5 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 5 月 18 日、東京都港区の住民 1 人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音、振動によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和 6 年 4 月 26 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終了した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和 4 年（ゲ）第 5 号 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件
--

決 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 当事者が求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が自宅から発生させた騒音・振動によるものである。

2 被申請人ら

本件申請を却下又は棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住する被申請人からの騒音及び振動によって頭痛、吐き気、めまい等の健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が被申請人からの騒音及び振動によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

8 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号・令和6年(セ)第7号・令和6年(調)第9号事件)

(1) 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、国(代表者環境大臣)及び自動車メーカー7社を相手方(被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら(東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。)の認定を受けていないもの)が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支^{ぜん}喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めるものである。

なお、令和5年5月10日、東京都などの住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委令和5年(セ)第1号事件)、裁定委員会は、同

年6月21日、これを許可した。

また、令和6年4月22日、東京都などの住民10人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和6年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年6月3日、これを許可した。

その後、令和6年7月1日、令和4年（セ）第3号事件の申請人9人、令和5年（セ）第1号事件の参加申立人1人から、同年11月25日、令和4年（セ）第3号事件の申請人4人から、それぞれ申請を取り下げの旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年12月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、2回の調停期日を開催したが、令和7年3月21日、調停を打ち切り、手続を進めている。

9 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工^{しゅん}以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO₂、SPM、PM2.5及び降下煤塵^{じん}による大気汚染）を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計337万7818円を連帯して支払うことを求めるものである（その後、請求金額は376万1124円（令和7年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが管理する国道及び高速道路から発生する騒音、低周波音、振動及び大気汚染と申請人らに生じた精神的・身体的被害及び財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

10 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第5号事件）

(1) 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相

手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 440 万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 6 年 12 月 17 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和 4 年（セ）第 5 号 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する

事実及び理由

第 1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、440 万円及びこれに対する令和 4 年 1 月 1 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第 2 事案の概要

本件は、被申請人が居住する自宅兼共同住宅と隣接する自宅に居住する申請人が、被申請人は飼育する犬の鳴き声によって騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間（以下「対象期間」という。）、自宅の静ひつな環境が妨害され、不安障害と診断される程の精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用合計 440 万円及びこれに対する不法行為期間（対象期間）の最終日の翌日である令和 4 年 1 月 1 日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

11 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出、拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めたものである(その後、請求金額は129万300円に変更)。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出、拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年6月3日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(セ)第7号、同(ゲ)第8号 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第1 当事者が求めた裁定

1 申請人

(1) 責任裁定(公調委令和4年(セ)第7号)

被申請人は、申請人に対し、129万0300円を支払え。

(2) 原因裁定(公調委令和4年(ゲ)第8号)

申請人宅の1階西側に設置されている別紙図面1の窓①の窓枠(「サッシ」ともいう。以下同じ。)に腐食の被害が生じたのは、被申請人が被申請人工場から化学物質を排出し、拡散させたことによるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件各裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件各裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地に所在する被申請人の工場から排出された化学物質による大気汚染によって、申請人宅の1階に設置されている窓枠に腐食の被害が生じたなどと主張して、被申請人に対し、損害賠償金129万0300円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記化学物質の排出と上記財産被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

12 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年10月18日、千葉県松戸市の住民1人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ホイールローダー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が在宅勤務中のリモート会議、日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月11日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(セ)第8号 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、588万7364円を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が経営する生コンクリート工場の近隣に居住する申請人が、被申請人は同工場でミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルを稼働するなどして騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和2年10月から令和4年9月までの期間（以下「対象期間」という。）、在宅勤務に支障が生じるなど生活環境が妨害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料等合計588万7364円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

13 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第10号・令和6年(調)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリー製造等会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年10月7日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日を開催し、同月29日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

14 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設置したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年6月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年（ゲ）第11号 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

決 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害は、被申請人が肩書地に設置したヒートポンプ給湯器（以下「本件給湯器」という。）から発生する低周波音によるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、道を挟んで隣家に居住する被申請人が設置した本件給湯器からの低周波音によって睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が本件給湯器から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

15 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第9号・令和6年(調)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第6号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日を開催し、同年8月9日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

16 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音、低周波音、振動との因果関係に関する専門的事項

を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年5月17日、本件申請は、公害紛争処理法第2条及び環境基本法第2条第3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとしてその欠陥を補正することができないものであるから、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(ゲ)第13号 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

理 由

第1 当事者が求める裁定

1 申請人

申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅と申請人宅との間の敷地境界のうち被申請人ら宅側の敷地境界近傍にそれぞれ設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(以下「本件エネファーム」という。)及びエアコン室外機(以下「本件室外機」といい、「本件エネファーム」と併せて「本件エネファーム等」という。)から騒音、低周波音及び振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求める。

2 被申請人ら

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実、当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

17 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号・令和7年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和5年5月10日、東京都荒川区の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月17日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

18 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和5年6月26日、東京都中野区の住民2人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和7年3月21日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

19 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和5年6月27日、千葉県流山市の住民1人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工事の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音、振動、粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めたものである（その後、請求金額は3278万

1702 円に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年4月15日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第4号 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、3278万1702円を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が行うf跨(こ)線橋道路拡幅改良事業(以下「本件事業」という。)に関連する工事によって騒音及び振動が発生し、不安定狭心症を発症したと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

20 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、埼玉県川口市の住民1人から、自身が経営する会社の事務所及び工場と自宅を兼ねた建物に隣接する金属鑄造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する金属鑄造工場(以下「被申請人工場」という。)から発生する悪臭、振動、粉じん(金属粉)により、申請人は、多大な精神的・身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場から発生する悪臭、振動、粉じんと申請人が訴える被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

21 鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、千葉県鎌ケ谷市の住民2人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科、胃腸科の医院に通院するなど、多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和6年7月1日、申請人らの本件裁定申請は、いずれも実質的には既に確定した判決と同一の紛争を蒸し返すもので信義則に反する不適法な裁定の申請であり、その欠陥を補正することができないものであるから、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第6号鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

(1) 被申請人は、申請人aに対し、330万円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被申請人は、申請人bに対し、330万円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が運営する病院の近隣に居住する申請人らが、同病院の建物の屋上に設置された空調設備から発生した1/3オクターブバンド周波数分析による125Hzのバンドの音により、精神的苦痛及び身体的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれにおいて、慰謝料300万円及び弁護士費用30万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める責任裁定の申請をした事案である。(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

22 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、東京都町田市の住民2人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、レンタルスタジオを経営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的・身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動と、申請人らが被った多大な精神的・身体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第6号事件）

(1) 事件の概要

令和5年7月21日、東京都八王子市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生している騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

24 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月27日、神奈川県座間市の住民2人から、製造会社(被申請人株式会社A)及び解体業者(被申請人株式会社B)を相手方として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事が原因である、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(ゲ)第7号 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定の趣旨
1 申請人ら 申請人らの自宅の基礎に生じた次の損傷は、被申請人aが手配した被申請人bが実施した建物解体工事によって生じた振動によるものである。 (1) 建物基礎(内外クラック20か所以上) (2) 駐車場の土間部分の隙間(2mm前後から、全体的に隙間が多く発生) (3) 土間の上にあるブロックのひび割れ、基礎立ち上がり部分つなぎ目のひび
2 被申請人ら (1) 本案前の答弁 申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。 (2) 本案の答弁 主文同旨
第2 事案の概要 本件は、被申請人aから依頼を受けて被申請人bが建物解体工事を行った敷地の隣地に居住する申請人らが、同工事によって発生した振動によって、申請人ら宅の建物基礎にクラック(ひび)が入るなどの損傷が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

25 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第8号・令和6年（調）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月1日、東京都葛飾区の住民1人から、隣接する医療法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年8月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月10日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

26 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第9号・令和7年（調）第3号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月1日、神奈川県横浜市の住民2人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音と、申請人らが被った精神的・肉体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権

で調停に付し（公調委令和7年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

27 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第10号・令和7年（調）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月4日、東京都渋谷区の住民1人から、近隣の飲食店経営会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音（騒音）により、申請人が多大な精神的・心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めるものである（その後、請求金額は888万2160円（令和7年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音（騒音）と、申請人が被った多大な精神的・心理的苦痛等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年2月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

28 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月29日、愛知県一宮市の住民2人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

令和5年10月27日、北海道北斗市の住民1人、東京都港区の住民1人及び千葉県市原市の住民1人(申請人らは家族である。)から、石油会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穩を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3000万円を連帯して支払うことを求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和7年1月30日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第11号 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

- (1) 被申請人らは、連帯して、申請人aに対し、1000万円を支払え。
- (2) 被申請人らは、連帯して、申請人bに対し、1000万円を支払え。
- (3) 被申請人らは、連帯して、申請人cに対し、1000万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人dの子会社である被申請人eが運営している事業所の近隣に居住するなどしていた申請人らが、同事業所内のディーゼル発電機から生じる悪臭及び有害なガスによって、健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人らに対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、連帯して、申請人a及び申請人bに対してはそれぞれ1522万3100円(慰謝料1000万円、転居費用61万円、交通費360万円及び移転後の住居費101万3100円の合計)及びその10%の弁護士費用(その総合計は1674万5410円となる。)の一部請求として、申請人cに対しては慰謝料として、申請人らそれぞれに対して1000万円を支払え、との裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

30 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第10号・令和6年（セ）第1号事件）

(1) 事件の概要

令和5年11月27日、茨城県北茨城市の住民1人（申請人A）から、鉄加工会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人Aの所有する住宅及び自動車に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆^{さび}の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、令和6年1月4日、同市の住民1人（申請人B）から、上記被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人Bの所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金70万3155円の支払を求める、との責任裁定の申請があった（令和6年（セ）第1号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年2月9日、同原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が操業している工場が発生、拡散させた鉄粉と申請人らの所有する住宅、自動車等に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

31 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和5年12月1日、栃木県上三川町の住民1人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年5月16日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結した。

32 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第12号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月4日、東京都大田区の住民1人(飲食店経営者)から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。横浜市で飲食店を経営する申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

33 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号・令和7年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月11日、宮城県仙台市の住民1人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅入^めるなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が運営する病院にて発生させている業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備等による騒音と、申請人が受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地確認等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年1月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

34 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月27日、愛知県名古屋市の住民1人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗の室外機から発生させた低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

35 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第1号・令和7年（調）第5号事件）

(1) 事件の概要

令和6年1月9日、兵庫県伊丹市の住民1人から、卸売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとし、手続を進めている。

36 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和6年1月31日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的・肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金440万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年8月19日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終了した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（セ）第2号 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	
	決 定 (当事者省略) 主 文 本件裁定申請を却下する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	被申請人は、申請人に対し、440万円及びこれに対する令和6年1月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
2 被申請人	本件申請を棄却する。
第2 事案の概要	本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的及び肉体的苦痛を受けたと主張して、被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。 (以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終了した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

37 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年（ゲ）第2号事件)

(1) 事件の概要

令和6年2月13日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことと申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、

事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年10月7日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（ゲ）第2号 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略)
主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由
第1 当事者の求める裁定
1 申請人 申請人に生じている不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人が同人の自宅敷地内に設置しているエアコン室外機から発生し、申請人の自宅内に伝搬している低周波音によるものである、との裁定を求める。
2 被申請人 本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。
第2 事案の概要
本件は、申請人が、同人の自宅（以下「申請人宅」という。）の近隣にある被申請人の自宅（以下「被申請人宅」という。）に備え付けられたエアコン室外機（以下「本件室外機」という。）から発生する低周波音により、前記第1の1の健康被害が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

38 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年（セ）第3号事件)

(1) 事件の概要

令和6年3月14日、東京都足立区の住民1人から、東京都を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指のしびれや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、配管工事に伴う騒音や振動と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

39 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和6年3月26日、東京都江東区の住民2人から、超高層マンション上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年7月30日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年(セ)第4号 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人らに対し、314万円を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住していた申請人らが、申請人ら宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金314万円の支払を求めるとの責任裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

40 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月17日、岐阜県羽島市の住民2人から、建材等製造販売会社を相手方

(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにはく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計 3300 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

41 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号・令和6年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月19日、神奈川県横浜市の住民1人から、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 33 万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

42 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月25日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、平成28年頃から令和元年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期

に、被申請人が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年5月28日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

43 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第8号事件）

(1) 事件の概要

令和6年4月26日、大阪府東大阪市の住民1人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の自宅兼店舗の隣に所在する被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音により、申請人は、耳鳴り、耳籠り、頭痛、首から上の腫れ及びしびれを感じ、低周波音を感じる場所では眠ることができず、その後、うつ病を発症して心療内科、精神科に通院し、抑うつ神経症と診断されるなど、精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音と、申請人が被った精神的・肉体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

44 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第9号事件）

(1) 事件の概要

令和6年6月20日、東京都葛飾区の住民3人から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計90万円の支払を求

めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年(セ)第9号 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

(1) 被申請人は、申請人 a に対し、30万円を支払え。

(2) 被申請人は、選定者 b に対し、30万円を支払え。

(3) 被申請人は、選定者 c に対し、30万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人が建物解体工事を行った敷地の隣地に居住する申請人らが、同解体工事から生じる騒音、振動及び悪臭によって、申請人らに健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれに対して慰謝料30万円を支払え、との裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

45 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

令和6年7月8日、福井県若狭町の住民1人から、申請人宅の道路を隔てた真向かいに所在する飲食店の経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、飲食店等(パン製造工場、パン販売所及びカフェ)を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めたものである(その後、請求金額は69万8760円に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年11月28日、本件申請は、公害紛争処理法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（セ）第10号 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	決 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を却下する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	
被申請人は、申請人に対し、69万8760円を支払え。	
2 被申請人	
(1) 本案前の答弁	
主文同旨	
(2) 本案の答弁	
本件裁定申請を棄却する。	
第2 事案の概要	
本件は、申請人が、同人の住居（以下「申請人宅」という。）の隣地において被申請人がパン屋を営業することによって発生した騒音により、申請人に急性ストレス障害、適応障害、不眠症等の健康被害が生じたと主張して、被申請人は申請人に対し損害賠償金69万8760円を支払えとの責任裁定を求める事案である。	
(以下省略)	

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

46 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第11号・令和6年（セ）第16号事件）

(1) 事件の概要

令和6年7月11日、埼玉県さいたま市の住民1人から、スクラップ加工工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人宅の北東側にスクラップ加工工場（以下「本件工場」という。）を操業開始以来、毎日十数台の大型貨物車両に山積みにして搬入させた金属スクラップの荷下ろし作業により、コンクリートと金属資材が衝突して爆撃音相当の音を発生させており、また、本件工場内のせん断機での金属スクラップの落下時の衝撃音、バックホウ（重機）数台の稼働、移動時のエンジン音並びに金属資材の移動及び落下時の激しい金属音及び衝撃音を発生させている。

このため、申請人は、昼間に絶え間なく騒音を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛及びイライラ感が続いているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 504 万 6000 円の支払を求めるものである。

なお、令和 6 年 11 月 12 日、本件工場の近隣住民 23 人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった（公調委令和 6 年（セ）第 16 号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のスクラップ加工工場からの操業時の騒音と申請人に生じた精神的苦痛の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

47 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

（公調委令和 6 年（セ）第 12 号事件）

(1) 事件の概要

令和 6 年 8 月 19 日、宮崎県小林市の住民 1 人から、宮崎県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。宮崎県が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金 1070 万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理する国道を通行する大型車両の振動と、申請人宅の地盤沈下等の被害及び申請人に生じた不安や精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めている。

48 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

（公調委令和 6 年（ゲ）第 6 号事件）

(1) 事件の概要

令和 6 年 8 月 27 日、東京都世田谷区の住民 1 人から、東京都を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音と申請人に生じた精神的な健康被害及び在宅で行

う仕事への経済的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

49 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和6年9月19日、大阪府大阪市の飲食店経営会社から、総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかける傾斜は、南側隣接地にて被申請人が行った解体工事によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事と申請人が所有する建物に生じた傾斜との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

50 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和6年10月4日、徳島県阿波市の住民4人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めるものである(その後、請求金額は561万340円(令和7年3月末時点)に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和6年10月21日、東京都豊島区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれ

るような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器（又はボイラー）を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

52 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第14号事件)

(1) 事件の概要

令和6年11月7日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的・肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐^{おうと}、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年12月17日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

53 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第15号・令和6年(セ)第17号事件)

(1) 事件の概要

令和6年11月8日、愛知県蟹江町の住民1人から、鉄工所、鉄工所の代表清算人ら3人及び建物解体会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。鉄工所の代表清算人ら3人が申請人宅北側に建築した鉄工所を、建物解体会社に解体させた解体工事(以下「本件工事」という。)において、大型重機で石綿含有の可能性が高い壁を破砕し、申請人宅側の防護幕の上から落として粉砕、破砕等をして、騒音、振動、粉じんを発生させたことにより、申請人は、本件工事時はイヤーマフを装着しなければ生活できず、耳の聞こえが悪くなり耳鼻科に通院し、また、本件工事終了後も跡地にある破砕物からのアスベスト飛散の危険へのストレスにさらされ夜も寝られず、メニエール症候群に罹患し通院することとなり、健康的被害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計89万4950円を連帯して支払うことを求めるものである。

その後、令和6年11月14日、同申請人から、愛知県及び愛知県蟹江町を相手方(被申請人)として、被申請人らが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法

律」（平成12年法律第104号）第10条第1項に基づく建物解体工事に関する虚偽の届出書を受領し、近隣住民からの苦情や申請人が提示した本件工事現場で採取したスレート片がアスベスト含有であったことを示す分析結果から、本件工事現場跡地にアスベストスレートが不法投棄されていることを知りながら、適正な立入りや検査を行わず、アスベストスレートはないと認定して放置していることにより、本件工事現場跡地に隣接する申請人宅に居住する申請人は、アスベストを3年間吸い続け精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金4万円を連帯して支払うことを求める、との責任裁定の申請があった（令和6年（セ）第17号）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年12月18日、これら責任裁定申請事件を併合することを決定し、手続を進めている。

54 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第9号事件）

(1) 事件の概要

令和6年12月2日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営会社及び個人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙（アンモニア、硫化水素等）による悪臭が発生、拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

55 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第10号事件）

(1) 事件の概要

令和6年12月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣接する住民6人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた胸痛、動悸、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音が発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和7年2月18日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（ゲ）第10号 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定
申請事件

決 定
(当事者省略)
主 文
本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 申請人の求める裁定

申請人に生じた、胸痛、動悸(き)、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器による騒音、振動、低周波を発生・拡散させたことによるものであるとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人宅の近隣に居住する被申請人らが設置した電磁波発生機器から騒音、振動及び低周波音が発生し、これにより胸痛、動悸、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害が生じたと主張して、被申請人らを相手方とし、上記健康被害の原因が被申請人らによる騒音、振動及び低周波音によるものであるとの原因裁定を求める事案である。
(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

56 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年（ゲ）第11号事件)

(1) 事件の概要

令和6年12月27日、高知県高知市の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車等に鉄粉が付着し、継続的に損壊を受けている被害は、被申請人が日常的に運行管理する鉄道車両等が原因で、鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

57 川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年（セ）第1号事件)

(1) 事件の概要

令和7年2月28日、埼玉県川口市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社、埼玉県及び埼玉県川口市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人スーパー経営会社が、申請人宅東側に小型食品スーパー(以下「本件店舗」という。)を開店以来、本件店舗の裏側、敷地

境界線付近に設置した大型室外機から騒音、振動及び低周波音を24時間発生させたことにより、申請人は精神的及び肉体的被害を受けており、被申請人市は、申請人からの騒音、振動及び低周波音について測定を含めた調査依頼に対し、騒音については規制対象外であり、低周波音については規制基準がないとして、苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言（公害紛争処理法第49条第2項第2号）を行わず、また、被申請人県は、申請人からの被申請人市の公害調査に対する苦情申立てに関し、被申請人市の対応は問題ないとして是正の要求を拒否し、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める義務（同条第1項）を負うにも関わらず、これを怠ったとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金300万等を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

58 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和7年3月3日、埼玉県の住民43人から、国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市を相手方として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。国道299号線（以下「本件国道」という。）の沿線並びに周囲の県道、市道及び林道の周辺の民家（以下「被害発生地」という。）に居住している申請人らが、本件国道で爆音走行するバイク及び四輪車から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人市は、住民の生活環境の保全を責務とし、道路騒音の常時監視を行う立場にありながら、被害発生地において、平成26年から令和4年までの間、年に1回行った騒音振動調査結果が、毎年、環境基準値（65dB）を超えていたにもかかわらず、申請人らからの切実な要請に耳を傾けず、要請限度（70dB）を超えていないことを理由に、関係機関に改善要請をしていない。また、被申請人国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、環境大臣が定める許容限度が確保されるように考慮する立場（騒音規制法第16条第2項）でありながら、本件国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅や、全国的に発生している騒音苦情の実態に基づく必要な規制の見直しを行わず、被申請人環境大臣は、自動車は一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める立場（同条第1項）でありながら、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行わないのは、規制権限の不行使であるとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

59 原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和7年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月10日、福島県伊達市の住民1人、同県福島市の住民1人、東京都西東京市の住民1人、宮城県仙台市の住民1人及び千葉県松戸市の住民1人から、電力会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた発がん等の健康被害は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波に起因する、被申請人が運転する原子力発電所の炉心溶融や建屋爆発等の事故により、環境中に放出された放射性物質(セシウム137、テルル等)及び化学毒を有する安定(非放射性)物質(テルル128、130等)への被ばくや暴露又は同物質の摂取を主な原因とするものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

60 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件
(公調委令和7年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月25日、岐阜県岐阜市の住民2人から、隣接する住民1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要が生じたことなどの被害を受けたことは、病気療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計340万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

61 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件
(公調委令和7年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月25日、兵庫県西宮市の住民1人から、申請人宅の上階に位置する住民1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第3節 令和6年度に係属した義務履行勧告事件

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた義務履行勧告事件は、1件であり、これらに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が6年度に係属した。このうち1件が6年度に終結し、残り1件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第3号事件）

(1) 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設のBGMや店内放送、(v) 排水及び排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年10月18日に受け付け、令和5年1月19日、調停が成立した事件（令和3年（調）第3号事件）である。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第43条の2第1項前段に基づき、勧告を求める申出のあった令和3年（調）第3号事件の調停条項の義務の履行を勧告することを令和6年12月17日に決定し、同月19日に勧告した。

2 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第1号事件)

(1) 事件の概要

東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件は、愛知県東海市の住民3人が、隣接する自動車部品塗装会社を相手方(被申請人)として、被申請人の工場からの粉じん、悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第2号事件)、令和6年2月27日、調停が成立した事件である。

令和7年3月10日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めている。

第4節 令和6年度に実施したフォローアップ

令和6年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月6日に調停が成立した。

フォローアップを行って25年度目となる令和6年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月17日に調停が成立した。

フォローアップを行って13年度目となる令和6年度は、被申請人の宮古島市が設置する宮古島市海中公園環境整備専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委令和3年(調)第3号事件)

本件は、東京都東久留米市における入浴施設からの騒音に起因する生活環境被害の解決に係るもので、令和5年1月19日に調停が成立した。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があり、義務の履行を怠っていると認められたため、被申出人に対し調停条項に係る義務の履行を令和6年12月19日に勧告した。

フォローアップを行って初年度となる令和6年度は、被申請人から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告を求めることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。